

# 海外旅費規定

## 第1条 (原則)

組合員が公用により海外に出張するときは、別に定めのある場合を除き、この規定により旅費を支給する。

## 第2条 (国内旅費の取扱い)

海外出張に伴う国内の旅費は「給与及び旅費規定」により支給する。

## 第3条 (旅費の種類)

旅費は交通費、支度料、宿泊料、食事補助料、日当及び旅行雑費の6種類とする。

## 第4条 (経路)

1. 旅費はすべて順路に従って旅行した場合に基づいて計算する。
2. 特別の事情のため、順路によることができないときは、中央執行委員長の許可を受けなければならない。

## 第5条 (出張期間)

出張期間の日数計算は、本邦出発の日から本邦帰着の日までとする。

## 第6条 (交通費)

交通費は航空賃、船賃、鉄道賃及び車賃の実費を支給する。

## 第7条 (航空機の利用等級)

1. 韓国、台湾、中国、香港、フィリピン、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシアへの出張の場合、及び本邦を起点としてこれらの国までと同等の飛行機時間（8時間以内）の国へ出張の場合の航空機の利用等級は、エコノミークラスとする。
2. 1.以外の国への出張及び機内泊を伴う場合の航空機の利用等級は、中央執行委員長の認める場合はビジネスクラスも可とする。
3. なお、中央執行委員会の認めるやむを得ない理由により、定められた等級により上位の等級を利用する場合は、必ず旅費精算書にその旨を明記し、中央執行委員長の承認を得ること。

## 第8条 (鉄道及び船舶の利用等級)

原則として「給与及び旅費規定」を準用する。

## 第9条 (支度料)

初回出張時に限り支度料として80,000円を支給する。

## 第10条 (宿泊料)

宿泊料(含む税、サービス料)として16,500円以内の実費を支給する。なお、宿泊料の精算にあたっては、領収書を必ず添付すること。

ニューヨーク及び西ヨーロッパ主要都市（ロンドン、パリ、ベルリン、デュッセルドルフ、ストックホルム、オスロ、ローマ、ミラノ、マドリード、リスボン等）の宿泊料については、上記金額に3,000円を加えた額を規定とする。

## 第11条 (食事補助料)

食費を自弁した場合に限り、次の金額を食事補助料として支給する。

朝食補助料……1,200円

昼食補助料……1,200 円

夕食補助料……2,500 円

#### 第 12 条 (日 当)

日当として、1,600 円を支給する。

日当はチップ、その他雑費に充当する。

#### 第 13 条 (旅 行 雜 費)

旅行雑費とは、次のものをいいその実費を支給する。

1. 旅券交付申請及び査証取得手数料
2. 外貨買入手数料
3. 入出国税及び携行荷物運賃
4. 渡航健康診断料
5. その他旅行に必要な付帯経費

#### 第 14 条 (旅費を支給しない場合)

研修、招待、会合、団体旅行等により旅費を要しない場合、または、それに該当する費用が別に支出される場合には、その部分は支給しない。

#### 第 15 条 (業 務 経 費)

1. 通信費その他業務上必要な経費は、その実費を支給する。
2. 原則的にチップは日当でまかなうが、業務に直接関係ある事柄で日当の範囲を超える多額のチップが必要となった場合、事情によりその実費を支給する。

#### 第 16 条 (疾病等による滞在)

旅行中疾病その他やむを得ないと認められる事由により滞在するときは、その都度処置を定める。

#### 第 17 条 (海外旅行障害保険)

1. 組合は出張者を被保険者として以下の海外旅行損害保険をその出張期間中付保する。

担 保 条 件		保 险 金 額	保 险 人 受 取 人
傷 病	死 亡・後遺障害	5,000 万 円	本人及び遺族
	治 療 実 費	300 万 円	本人
疾 病	死 亡	3,000 万 円	本人及び遺族
	治 療 実 費	300 万 円	本人
賠 償 責 任		5,000 万 円	本人
携行品損害	損 害 実 費	30 万 円	本人

2. 海外旅行障害保険及び健康保険の適用を受けない疾病、障害等について、その全部又は一部を組合が負担することがある。

#### 第 18 条 (旅費の前渡)

旅費は出発前、前渡金として概算額を借り受けることができる。

#### 第 19 条 (旅費の精算)

旅費は帰国後 1 ヶ月以内にその精算書を中央執行委員長宛提出するものとする。

#### 第 20 条 (遺 族 旅 費)

旅行中に本人が死亡した場合には、事情により遺族にその地までの往復の旅費を支

給する。

第 21 条 (附 則)

この規定は、昭和 60 年 4 月 1 日より実施する。

(H5.3 改定)